

平成26年第4回安城市議会定例会陳情文書表

平成26年12月1日

| | | | |
|-------|--|-------|-------------|
| 番号 | 陳情第2号 | 受理年月日 | 平成26年11月18日 |
| 件名 | 要支援者に対する介護給付継続を求める陳情 | | |
| 提出者 | 本多雅人 ほか59名 | | |
| 付託委員会 | 経済福祉常任委員会 | | |
| 要旨 | <p>陳情の趣旨</p> <p>今年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、順次実施されようとしています。</p> <p>介護関係では、「要支援1、2の人への訪問介護と通所介護を保険給付から外し、市町村事業に移す」「特別養護老人ホームへの入所を原則『要介護3』以上に限定する」「現在の1割の利用者負担を、所得によって2割に引き上げる」「低所得の施設利用者の移住費・食費の補助（補足給付）を削減する」ことなどが含まれています。</p> <p>いずれも利用者や家族にとって大きな影響のすることばかりです。なかでも要支援者に対するサービスを介護保険給付から切り離すことは、重度化を招き、財政的にも負担増をもたらすことは明らかです。</p> <p>「介護度が最も悪化する原因は、精神的な意欲の低下にある」こと、「介護の入り口で適切な支援を受けられない場合、心身両面に衰えが現れる」こと、「要支援1と要支援2では状態像に大きな差があり、これを一律に見ることはおかしい」こと、「要支援2の多くは、介護状態にならないように予防的にサービスを使っているのではなく、実際に生活に支障をきたしている部分を補うサービスとして、介護予防サービスを利用している」ことを実体験しています。</p> <p>このようなサービスをボランティアや無資格者などにゆだねることは、要支援者の生活の質を維持する上で大きな問題が生じることを懸念しています。</p> <p>利用者・家族が安心して介護が受けられるよう、総合事業への移行にあたっては下記事項について陳情します。</p> | | |
| | <p>陳情事項</p> <p>1 現在のサービスを提供している事業所、要支援者に早くから情報提供を行うとともに、その意見を聴く機会を十分に保障し、一方的に進めず、関係者の理解と合意を得て行うようにしてください。</p> <p>2 介護予防訪問介護・介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスを維持した上で「プラスアルファ」として新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持し、下記のことについて遵守してください。</p> <p>(1) すべての要支援者には、移行後も介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同じサービスが継続して利用できるようにすること。</p> <p>(2) サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障すること。住民ボランティア等への移行を押し付けるような指導を行わないこと。</p> <p>(3) 利用者の負担について、現行より重くならないようにし、さらに軽減すること。</p> <p>(4) 介護保険利用の相談があった場合、これまで同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わないこと。総合事業サービス利用を希望する場合でも要介護認定申請を受けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにすること。</p> | | |

